



2026年5月27日

各 位

会社名 株式会社テレビ朝日ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 早河 洋
(コード番号：9409 東証プライム)
問合せ先 取締役 角南 源五
03-6406-1115

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、複数の株主より、2026年6月26日開催予定の第86回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主 56 名からの共同提案

2. 本株主提案の内容および理由

(1) 議題

- 第1号議案 定款第2条（目的）改正の件
- 第2号議案 定款（目的）第2条17号の改正の件
- 第3号議案 常勤役員会の構成要件に関する定款変更の件
- 第4号議案 番組審議会委員・委員長の任期に関する定款追加の件
- 第5号議案 広告と番組の混同防止に関する定款追加の件

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙に記載のとおりです。

なお、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

3. 株主提案に対する取締役会の意見

(1) 第1号議案「定款第2条(目的)改正の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

放送法第1条第2号は、放送の規律と健全な発達を図るための原則として「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を掲げています。つまり、当社を含め各放送事業者が、放送法の保障によって偏った放送を強いられることなく、自主自律の姿勢を堅持して、表現の自由を確保した放送を行うことができるという仕組みを示したものと言えます。

当社はこれまでも放送法第1条による「放送の不偏不党」「真実及び自律の保障」といった基本原則を前提として事業活動を行っております。それは、定款第2条第1号に当社の事業活動の目的として「放送法による基幹放送事業および一般放送事業」と、すでに記載されたとおりです。

当社のような番組が放送法の目的・趣旨に沿って放送されていることは現行の定款の規定からも明らかであり、今回の株主様からのご提案の趣旨は屋上屋を重ねるもので、現行の定款およびこれを踏まえた私どもの対応で十分に果たされていると考えます。

株主様の今回のご要望は、放送の信頼性向上に向けた真摯なご提案であると理解しており、今後も公正で信頼される放送の実現に努めてまいります。私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

(2) 第2号議案「定款(目的)第2条第17号の改正の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

今回の株主様のご提案は、いわゆる「ファクトチェック」を事業として運営することを事業目的の一つとして定款に掲げるよう求めたものと思料されます。定款(目的)第2条第17号は、当社の事業目的の一つにインターネット事業があることを示したのですが、同号にファクトチェックを追加することは、異質な内容を同一の条項に混在させることになり、適切ではないものと考えます。

また、テレビ朝日報道局では、虚偽情報・真偽不明情報に関するファクトチェックについて積極的に検証し報道しておりますが、媒体としては、当社が運営するインターネットニュースだけでなく、地上波・衛星波でのニュース番組でも報じております。元々第17号はインターネット事業の運営を事業目的の一つと示す内容であるため、この点につきましても第17号を改正することは馴染まないものではないかと考えます。

仮に、ご提案が定款へのファクトチェック事業の新設・追加を求めるものと想定した場合でも、ファクトチェックにつきましても、定款に明示するまでもなく、第2条第1号の「放送法による基幹放送事業および一般放送事業」に含まれる報道活動の一環としてすでに行っており、株主様ご提案のような定款への記載は必要ないものと考えております。私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

株主様からのご提案の趣旨は、テレビ朝日の報道が今後よりよい方向に向かうための貴重なご助言として、今後の報道や番組制作に活かしてまいります。

(3) 第3号議案「常勤役員会の構成要件に関する定款変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、コーポレートガバナンス・コードの精神に則り、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、性別のみならず、職歴、年齢等の多様性と、経営に不可欠な知識・経験・能力のバランスが重要であると考えております。

現在、当社グループが推進している新経営計画「START UP テレ朝!! 経営計画 2026-2029」において人的資本を核に据え、中でも「多様な人材が活躍できる職場環境の実現」のため、(2030年度の女性管理職比率30%を目標に)女性活躍を推進しております。

本年株主総会において、当社が提案する取締役候補者全員が選任された場合、女性取締役の比率は21%となります。これは、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会における厳正な審議を経て、女性活躍推進を重要な経営課題として意識し、最適な体制を構築した結果であります。

株主様が懸念される「日常の意思決定におけるジェンダー平等」や「ハラスメントを防ぐ土壌の改善」の重要性については、当社取締役会も深く認識しております。しかしながら、定款に特定の属性や常勤・非常勤により人数・比率を固定的に規定することは、その時々の経営課題や事業環境に応じた最適な人材配置を妨げるだけでなく、不測の事態により定款に定める人数を欠いた場合に、直ちに定款違反の状況が生じる法的リスクをはらんでおります。

当社は、形式的な数値の定款固定ではなく、新経営計画に基づく「人的資本の最大化」という実質的な取り組みを通じて、社会から信頼される報道機関としての役割を果たし、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

株主様からの今回のご提案は、企業価値向上に向けた真摯なものであると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方に基づき、ご提案には反対いたします。

(4) 第4号議案「番組審議会委員・委員長の任期に関する定款追加の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

テレビ朝日放送番組審議会の委員の委嘱について、放送法では、「学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する」と規定されるのみで、任期の定めはございません。

テレビ朝日は、放送番組審議会規程により「委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない」としております。テレビ朝日の放送番組数は概ね150にも及ぶことから、これらの番組を対象にご審議などをいただくには、一定期間、委員に在任していただく必要があると認識しているからです。

テレビ朝日系列全体の放送番組審議会を活性化させるため、「系列 24 社放送番組審議会委員代表者会議」など他の系列にはない取り組みを行っております。その中核となるテレビ朝日の放送番組審議会の委員長には議長として広い見識と実行力、経験を有することが必要となります。

放送に関わる問題などが発生した際には委員長の提案で急遽、議題を差し替えてその問題についての審議を行っています。こうした提案ができるのは委員長の経験があるからです。

委員の皆様は、放送法で求められている放送番組の適正化を図るという放送番組審議会の職責を十分に果たしていると考えております。

委員の任期を一律に定めてしまうと、その時々での放送を取り巻く状況や課題に応じて必要な専門性や経験を持つ人材を柔軟に選任することが難しくなる可能性があり、ひいては放送番組の適正化を図るという放送番組審議会の機能を損ないかねません。

私どもは、テレビ朝日放送番組審議会の委員の人選や在任期間の長短によって、放送内容が左右されることはないと考えております。

提案理由に挙げられている訴訟は、当社が当事者として関与したものではなく、訴訟の内容や評価について当社として見解を述べる立場にはありません。当該の訴訟事案を根拠に、会社の最高規範である定款を改定することは適切ではないと考えます。

放送番組審議会委員の選任にあたっては、その役割に照らし、知識や経験などを総合的に勘案して判断しております。委員の適正な選定は、視聴者をはじめ多くのステークホルダーにとって大切な事柄であり、今後も引き続き、厳正に実施してまいります。

株主様からの今回のご提案は、企業価値向上に向けた真摯なものであると理解いたしますが、私ども取締役会は、以上のような考え方にに基づき、ご提案には反対いたします。

(5) 第 5 号議案「広告と番組の混同防止に関する定款追加の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社では、公益通報者保護法を遵守するとともに、コーポレートガバナンス・コードに記載のある「内部通報にかかる適切な体制整備」のため、「コンプライアンス・ホットライン運用規程」を制定し、景品表示法を含む法令・定款・会社規則の違反やハラスメント行為などの企業倫理にもとる行為について、相談・報告をした通報者の保護および通報対象事実の適正な処理のための仕組みを定めております。

具体的には、役職員らの通報窓口を社内および外部に設置し、「相談者および調査関係人に対し、調査に協力したことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行っていない」など、通報者を保護する措置を取っております。

その上で、同規程では、調査の結果、コンプライアンス違反等が明らかになった場合、速やかに是正措置および再発防止策を講じるよう義務付けております。

さらに、報道局内には「放送倫理ホットライン」を設置しており、こちらも情報管理を徹底して通報者を保護した上で、放送上問題が生じた、あるいは生じる恐れがある事態に適切に対処、是正する体制を整えております。

「提案の理由」に記載のある2つの番組ですが、昨年もお答えしました通り、情報番組において、様々な情報を取り扱う際、独自に取材し構成しますが、出版・新聞・インターネットをベースにした企画コーナーもあります。ご指摘の番組の件は、こうした範疇に入るものと考えております。

各番組において商品を取り上げて紹介することは、視聴者の皆様への有益な情報提供として行っているものです。放送に至る過程では、コンテンツ編成局、報道局など関係部署において、「広告と番組の混同の疑い」が生じないよう厳しくチェックしているほか、万一、そのような番組を放送した場合は、速やかに必要な措置を講じたうえで、再発防止策を検討、実施する体制をすでに整えております。

また、当社は従前よりリスクマネジメント体制の強化を図っておりますが、景品表示法など、あらゆる法改正などにも迅速に対応できるよう関係部署が連携し、必要な対策、社内研修等を実施する体制を引き続き構築してまいります。

株主様からの今回のご提案は、私どものガバナンスの強化に向けた真摯なものであると理解いたしますが、私ども取締役会は、上記の通りすでに整備が進められていることからご提案には反対いたします。

以 上

(別紙)

「議案の要領および理由」

提案株主から提出された本年 4 月 17 日付の株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

第 1 号議案 定款第 2 条（目的）改正の件

1. 定款（目的）第 2 条 3 1 号「放送の不偏不党、真実及び自律の保障（放送法 1 条）を再確認し重視した公正なジャーナリズム活動を行うこと」を新設する（現 3 1 号を 3 2 号に繰り下げる）
2. 提案理由

放送法は、戦前のメディアが国家の政策を国民に浸透させ、戦争遂行を支援する「プロパガンダ（宣伝）」の役割を果たした歴史を踏まえ、日本国憲法 2 1 条の表現の自由を基礎として「健全な民主主義の発達に資する」を目的として制定された。「放送法による基幹放送事業および一般放送事業」を定款第 2 条 1 号に掲げる会社として、再び、事実の報道よりも、戦意高揚や情報統制を優先し、軍と一体化した体制をとる時代を招かないよう、この定款改訂案を提案する。これにより、歴史を踏まえたメディアとしての価値向上を図ることができる。

第 2 号議案 定款（目的）第 2 条 1 7 号の改正の件

1. 定款（目的）第 2 条「17. インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信ならびに販売」を改正し、「17. インターネット等における誤ったコンテンツの是正、SNS 情報の適正化、企画、制作、配信ならびに販売」とする。
2. 提案理由

インターネット、特に SNS によって玉石混交の情報が大量に流される事態となった。そのおびただしい情報量は、内容の正確性を命とする既存マスメディアの情報の比重を落とし、市民の知る権利を害する状況を作り出している。その是正については様々なレベルでの取り組みが求められているところ、報道機関である当社においては、その実現のためには、現在、「企画、制作、配信、販売」に限定しているインターネット業務についての定款の目的規定を改正し、その是正、適正化（ファクトチェック体制も含む）まで含めるべきと考える。

第 3 号議案 常勤役員会の構成要件に関する定款変更の件

1. 定款 1 8 条③に「取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、常勤の取締役の 3 分の 1 を女性とする」規定を設ける。
2. 理由の要旨

日常的に意思決定をする常勤取締役の 3 分の 1 以上を女性とすることにより、会社の業務執行にジェンダー平等の視点を入れることが必要である。近年女性従業員や出演者に対するセクハラ・パワハラが民間放送業界で問題とされてきたが、かかる問題が発生する報道機関の土壌の改善を日常的に図る必要がある。また、万一同様の事故が発生した場合にも、ジェンダー視点での対応がとれる体制になっていることは重要である。

さらに、現行憲法に反する家制度及び家父長制への傾斜を防ぐには、市民に日々提供する情報が重要であるところ、その情報を発信する報道機関の姿勢がジェンダーの視点を欠くもので

あれば、その役割を果たすことはできない。

第4号議案 番組審議会委員・委員長の任期に関する定款追加の件

1. 長期委員の任期制限

「委員の任期を延べ最長10年とし、委員の互選で選ばれる委員長任期は延べ最長8年とする。」との文言を定款第5章の「監査等委員会」の章に加え、番組審議会の活性化を図る定款規定を追加する。

2. 提案の理由

番組審議会委員任期を10年とする株主提案に対し、昨年、会社取締役会は長期を制限することは「硬直化」を招くものであり、長期であることは「有益である」との説明をした。これは経験則上誤った認識である。

現に、長期間委員長に在職中の人（委員在任20年、委員長在任12年）の経営する出版社の広告と見紛われかねない番組が放送された事実、「長期政権への忖度」を懸念し、株主提案した当グループの共同代表田中優子氏は、その後、同氏から名誉毀損を理由に東京地裁に提起された。その請求はほどなく棄却され、一番で確定したという事実があった。しかし、この訴訟が起こした株主の権利行使（市民の発言）への萎縮効果は無視できない。当該人物が番組審議会における自由な議論の発展にとって、適切とはいえない。

第5号議案 広告と番組の混同防止に関する定款追加の件

1. 視聴者が広告と番組とを判別することが困難であるテレビ番組について、民放連の放送基準がある。2023年10月1日に景品表示法が改正され、消費者庁がその運用基準を定めた。万一、広告と番組の混同に関する疑いがある番組が生じたときには「通報した関係者の保護およびその制度の整備」「社内においてその是正措置などを講じることに努める」ことを本法人の定款に新しく追加する。

2. 提案の理由

広告と番組の混同に関する民放連の放送基準が作成され、BPOでもその放送基準に抵触する疑いがあった番組にはその是正勧告が行われている。更に上記の通り景品表示法が一部改正された。昨年の株主総会にテレビ朝日の看板番組である「大下容子ワイドスクランブル」「羽鳥慎一モーニングショー」において幻冬舎の出版物を放送した番組について、独立の第三者委員会の設置を求める株主提案を行った。これに対して取締役会は今般の株主の指摘は「表現方法に対する注意喚起と考え、真摯に受け止め、今後の番組制作に活かす」という趣旨でお茶を濁し株主提案に反対した。

広告と番組の判別が困難であるとの疑いが生じた番組があった場合には景品表示法も改正されたことも踏まえ、「関係者からの通報者の保護およびその制度の整備」さらに「社内においてその再発防止策などを講じることに努めること」を本法人の定款に追加することを提案する。

以上